

平成 31 年 4 月 19 日

大阪市地方独立行政法人
大阪市博物館機構評価委員会
委員長 山西 良平 様

大阪市長 松井 一郎

地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員に対する報酬等の支給基準の変更について（通知）

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という）に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 2 項に基づき、別添のとおり法人より変更の届出がありましたので、法第 56 条第 1 項において準用する同法第 49 条第 1 項に基づき、通知します。